

小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」管理運営業務に関する 公募型プロポーザル応募要領

1 委託業務名

小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」管理運営業務

2 選定の方法

小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」（以下「センター」という。）の管理運営に当たり、提案書の公募によるプロポーザル方式により、受託者を選定するもの。

3 委託業務の概要

(1) 業務内容

小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」管理運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

(2) 委託期間（予定）

令和7年12月1日から令和11年3月31日まで（3年4か月）

※契約締結の翌日から令和7年12月19日（プレオープン前日）までの間を準備期間とし、業務の開始準備や職員の確保等を行うものとする。

(3) 提案限度額

113,700千円

ただし、下表のとおり債務負担行為を設定

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
金額	16,200千円	32,500千円	32,500千円	32,500千円

※金額は、仕様書の内容に係る概算の上限額であり、予算を確約するものではないことに注意すること。また、受託者決定後、市と受託者双方協議の上、仕様書の変更や減額等を行う場合がある。

※本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

(4) 委託者

小樽市

(5) 契約保証金

上記(3)令和7年度の10/100以上の額

ただし、小樽市契約規則（平成8年市規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
参加申込書等の交付	令和7年7月14日（月）～令和7年8月20日（水）

質問の受付	令和7年8月6日（水）午後5時20分まで
質問の回答	随時（最終回答：令和7年8月8日（金））
参加申込書等の提出期限	令和7年8月20日（水）
ヒアリングの実施	令和7年8月26日（火）（予定）
審査結果の通知	令和7年9月上旬（予定）
委託契約の締結	令和7年10月上旬（予定）
業務委託開始	令和7年12月1日（予定）

5 参加申込書等の交付方法

令和7年8月20日（水）までに、小樽市ホームページからダウンロードする方法で交付する。

●ホームページアドレス

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2025062700086/>

6 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人であること（個人、法人格を有しない団体及び共同企業団体（JV）で応募はできない）。
- (3) 次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (4) 応募書類提出期限において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 応募書類提出期限において、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (7) 公告日時点において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく地域子育て支援拠点事業又は児童発達支援の運営実績が1年以上あること。

7 質問及び回答

委託業務等に係る質問事項がある場合は、下記問合せフォームに質問事項の要旨を簡潔に入力すること。

なお、電話や窓口訪問による口頭での質問、質問受付期限を過ぎて提出された質問については受

け付けない。

(1) 受付期間

令和7年7月14日（月）～令和7年8月6日（水）午後5時20分まで

(2) 提出先（問合せフォーム）

<https://logoform.jp/f/dEuq9>

(3) 回答方法

提出された質問事項と回答については、令和7年8月8日（金）までに質問者へ電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

また、質問者の事業者名は公表しないほか、受託者選定に公平性を保てないと判断した質問内容については、回答しない。

8 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 事業者の概要（任意様式、ただしA4判とする。）

ウ 企画提案書（任意様式）※仕様書に基づき作成すること。

エ 業務実施体制（任意）

オ 見積書（様式2）

カ 業務実績書（様式3）

キ 誓約書（様式4）

ク 登記簿謄本（登記事項全部証明書）（写し可。提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）

ケ 小樽市税に滞納がないことの証明書（小樽市に納税義務がある場合。写し可。提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）

コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可。提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）

サ 決算報告書等（提出時直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。）

(2) 提出部数

(1)のアとキ～サは各1部、イ～オは各8部

※ア参加申込書は押印し、オ見積書は正本1部のみ押印し残り7部は複写とする。

(3) 提出期限

令和7年8月20日（水）午後5時20分まで

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は土・日曜日、祝日を除く日の午前8時50分から午後5時20分までとし、郵送の場合は(3)の期限内必着とする。

(5) 提出先

「12 問合せ・連絡先」のとおり

(6) 辞退する場合

参加申込書等の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに参加辞退届（様式5）を持参又は郵送の方法により提出すること（郵送の方法による場合は、ヒアリング実施日の前日までに到着するようにすること。）。

(7) 留意事項

ア 業務実施体制（任意）は、運営の組織体制、責任者（業務管理者）及び平日と土日祝日の人員体制、配置予定職員の担当業務及び資格等、業務遂行のための人材と配置及び役割が具体的に分かるものとする。

イ 企画提案書（任意様式）は仕様書、別紙「小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」管理運営業務プロポーザル選定評価基準表」等に基づき、項目ごとに明瞭かつ簡潔に作成すること。

また、事業開始前の準備作業の具体的な内容（職員の確保方法等を含む）とスケジュール、事業者のノウハウを活用した独自の効率的な業務運営（入退室管理システムや独自の相談支援、他機関との連携など）など具体的に記載すること。

ウ 見積書（様式2）は、具体的な積算内訳書を添付すること。

9 選定方法等

(1) 審査体制

小樽市職員で構成する小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」管理運営業務委託公募型プロポーザル選考審査委員会（以下「委員会」という。）が審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

(2) 審査方法

委員会は、提出された書類に基づく提案者からのプレゼンテーション及び提案者へのヒアリングにより、評価項目を基に審査し、総合点数により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。なお、総合点数が同じ場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。

ただし、委員会で審査した結果、合計点が満点の半分に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

(3) 審査日時等

令和7年8月26日（火）（予定）

審査時間は、1事業者につき60分以内（内容説明（プレゼンテーション）20分以内、質疑応答（ヒアリング）40分以内を想定）とする。

詳細な日時・場所については後日、通知する。

(4) 審査項目

別紙「小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」管理運営業務プロポーザル選定評価基準表」のとおり。

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

ア 「6 参加資格」要件を満たさなくなった場合

イ 期限までに必要書類が提出されなかった場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 提案者がヒアリングに出席しない場合

オ 審査の公平性を害する行為があったと小樽市が認めた場合

カ その他委員会が不適格と認めた場合

(6) 事前審査

応募者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、審査に参加する事業者を選定することがある。

(7) 審査結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書により通知し、小樽市ホームページに掲載する。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申立てに対しては応じない。

(8) 留意事項

ア プレゼンテーション等に参加する人数は、説明者を含め3人までとし、オンライン参加は認めない。また、プレゼンテーションは企画提案書に沿って行うものとし、当日の資料追加は認めない。

イ プロジェクター又は大型モニター、接続ケーブル（HDMI）、電源タップは、市が用意する。その他必要な機器（PC等）は、提案者が用意すること。ただし、機器の不備や故障が生じた場合、利用できないことがある。

10 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容（見積内容を含む。）をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、最適な提案者と協議が調わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

11 企画提案に関する留意事項

(1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差替は認めない。

(3) 提出された提案書等は、受託者の選定以外には使用しない。

(4) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。

(5) 提出された提案書等は、返却しない。

(6) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。

(7) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(8) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成18年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象となる。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としない。

(9) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。

(10) 現地視察を希望する場合は、複数の希望日時と参加人数について「12 問合せ・連絡先」に電子メールで連絡した上で電話すること。

12 問合せ・連絡先

小樽市こども未来部子育て支援課（市役所別館 5階）

担当：増子

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

電話：0134-32-4111 内線 398

電子メール：kosodate-sien@city.otaru.lg.jp

小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」管理運営業務
プロポーザル選定評価基準表

評価項目	評価基準（着眼点）	配点 (満点)
運営体制	職員配置・勤務体制は適切か	20
	過去の類似事業の経験や子育て支援に関する実績があるか	
	施設の維持・管理体制は適切か	
安全管理	センター全体の見守り体制や事故防止体制は適切か	15
	個人情報保護に関する管理体制及び管理方法は適切か	
事業内容	子育て世帯の居場所・交流の場の提供方法は適切か	50
	子育て相談、援助体制は適切か	
	子育て情報の提供方法は適切か	
	子育て支援に関する講習やイベント等の内容は適切か	
	選択・任意事業は適切か	
	有益な独自提案があるか	
事業間連携	子育て相談に係る関係機関との連携が適切に提案されているか	10
	ウイングベイ小樽内の事業者との連携が図られているか	
費用	費用は経済性に優れているか	5
合 計		100